

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条4項の規定に基づく督促処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年6月14日付けで行った法78条4項の規定に基づく督促処分（返還金額702,015円。返還期限平成30年7月3日。以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

生活保護になる以前に〇〇人僧侶と戸籍上の夫〇〇人 組織犯罪により生活保護受給となった。収入とされた〇〇銀行キャッシュカードを持っている僧侶と夫の入国管理局情報の全情報開示を要求する。

僧侶は、2000年頃、〇〇の一軒家を〇〇として使用している家賃を立てかえていた。必ず借りたお金は返すといっていたのに今だに返していない。通帳でも入出金ができることから信用し、私の〇〇銀行のキャッシュカードを今も僧侶が持っている。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年10月 3日	諮問
令和 4年11月25日	審議（第72回第2部会）
令和 4年12月23日	審議（第73回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法78条1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する旨規定し、同条4項は、この徴収金については、国税徴収の例により徴収することができることと定めた法77条の2第2項の規定を準用する旨規定する。

そして、国税徴収の例とは、国税徴収法及び国税通則法に基づく徴収手続に準じた手続をいうものであるところ、国税通則法37条1項は、納税者が納期限までに租税を完納しない場合には、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない旨規定していることから、法78条1項の徴収金についても、同徴収金が完納されない場合には、上記の国税通

則法の規定に準じた督促がされることとなる。

- (2) ○○区の債権の管理に関する条例（以下「本件条例」という。）6条は、区長は、区の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと規定する。
- (3) 国税通則法12条1項は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達すると規定する。

## 2 本件についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、78条返還処分による徴収金について、納入通知書により納期限とした平成30年5月21日までに請求人による納付がなされなかったため、法78条4項において準用する法77条の2第2項による国税徴収の例による徴収規定及び本件条例6条の各規定に基づき、同年6月14日、請求人の住所に郵送することにより、督促（本件処分）を行ったものと認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の規定に則って適法になされたものと認められる。

## 3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、請求人が主張する不服の理由は78条返還処分に関するものと解されるが、78条返還処分と本件処分は、目的及び効果を異にする別個の手續による行政処分である。

したがって、78条返還処分が当然無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、督促処分の効力に影響を及ぼすものではないと解されるところ、78条返還処分には、当然無効といえるほどの瑕疵は認められず、また、その後、処分庁によって取り消された事実もないから、78条返還処分の違法性の有無

は、督促処分（本件処分）の効力に影響を及ぼすものではない。

以上によれば、請求人の主張には理由がないというほかはない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、山口卓男、山本未来